

総務省 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管(関係府省庁)	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
									見解	補足資料(数表)
98	日 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	地域振興各法における計画策定手続の簡素化	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大いである。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、最大4計画を策定する自治体もあり計画づくりが多岐にわたる多岐にわたる事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方再生)の現場を助けるための人員にも影響が大きい状況である。 特に27年度は、道徳法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があり、それぞれ県の省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が継続する場合があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が継続し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の継続を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。	道徳地域自立促進特別措置法第9条、第6条、第7条、第8条、山村振興法第7条、第8条、特定農山村地域における農林業の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条、農島振興法第4条、半島振興法第3条、第4条	総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、環境省	九州地方知事会	【共通事項】 地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されていることである。 地方公共団体が抱える振興施策を記載する計画の記載項目については、例えば、産業の振興に関すること等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に応じて異なる事項等を記載するものあり、当該記載が必ずしも各法同一とは限らずとも考えられることから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。 【個別事項】 【道徳地域自立促進特別措置法】 なお、道徳地域自立促進方針(以下「自立促進方針」という)、道徳地域自立促進部活動計画(以下「道徳部活動計画」という)及び道徳地域自立促進市町村計画(以下「市町村計画」という)の策定については、地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)を踏まえ、平成22年の道徳地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号、以下「道徳法」)制定により廃止が行われ、その内容について任意的な事項とされた。一方で、計画等の作成に伴う地方公共団体の負担を軽減する観点から、計画等の作成に関する適地の技術的助言として示すことも、参考資料として準則的な部活動計画及び市町村計画の作成例を示していること、したがって、作成例の作成と内容が受け入れられるものではなく、法の趣旨・目的や各団体の地場特性を踏まえて、記載内容を工夫していただくことは可能である。また、半島振興法は昭和80年に10年間の期限法として制定され、本年3月に三度目の法改正による延長及び内容の充実がなされたことである。この改正を受けて各道府県において計画作成が行われている。 【農島振興法】 農島振興法施行期間内において、新規農島指定や離島解除等が生じたために、離島振興計画の策定・見直し等は必要となる場合においては、地方公共団体の置かれた状況等に鑑み、見直し等を行っているところであり、個別の状況等については、引き続きご相談ください。 【山村振興法】 山村振興法は昭和40年に10年間の期限法として制定され、本年3月に一度目の法改正を迎えることから、法の延長及び内容の充実がなされたものであり、各地方公共団体の実情を踏まえたスケジュール感での実施計画策定支援に努めているところである。	【共通事項】 計画を策定する市町村にとっては、あくまでも指定地域の振興策の計画を策定するものであり、複数の法律による指定を受けたとしても、その振興策に大きな違いはないことから、関係府省から法律ごとに示される技術的助言(七分)で計画を策定することは、大きな事務負担となっている。共通様式化していただくべき。また、事務手続きのスケジュールについては、道徳法等3法に係る計画策定作業が重なる27年度のような場合には、同一地域に関して複数の計画策定が必要となる地方公共団体もあり、行内の関係部署との協力が確保することと想定されることから、関係府省のスケジュールをよりまとめた一覧を示していただきたい。(10年後にも今年度と同様の状況が想定される。) 【道徳法、山村振興法、半島振興法、離島振興法】 関係府省から技術的助言をいただいているところであるが、記載項目の助言は、チェックリスト(箇条書き)に等するわりやすいものとし、作成例として示される様式には具体的な記入例をお示しいただきたい。 【特定農山村法】 他の4法のような期限法ではなく(計画の改定がない)、①定義等(第2条)で「…地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であり、…」と規定されているとおり、道徳法、山村振興法、半島振興法の指定地域と重複している地域が多く、また、②農林業等活性化基盤整備計画の作成を含めた、第4条第7項では、基盤整備計画は、道徳地域自立促進計画、山村振興計画、農島振興法整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、…との頭記が保たれたものでなければならぬ。」と規定されていることから、関係府省による調整の対象とされるべきと考える。	有(5法比較表)
320	日 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	地域振興各法における計画策定手続の簡素化	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大いである。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、最大4計画を策定する自治体もあり計画づくりが多岐にわたる多岐にわたる事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方再生)の現場を助けるための人員にも影響が大きい状況である。 特に27年度は、道徳法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があり、それぞれ県の省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が継続する場合があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が継続し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の継続を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。	道徳地域自立促進特別措置法第9条、第5条、第6条、第7条、第8条、山村振興法第7条、第8条、特定農山村地域における農林業の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条、農島振興法第4条、半島振興法第3条、第4条	総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、環境省	山口県、広島県	【共通事項】 地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容等が規定されていることである。 地方公共団体が抱える振興施策を記載する計画の記載項目については、例えば、産業の振興に関すること等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に応じて異なる事項等を記載するものあり、当該記載が必ずしも各法同一とは限らずとも考えられることから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。 【個別事項】 【道徳地域自立促進特別措置法】 なお、道徳地域自立促進方針(以下「自立促進方針」という)、道徳地域自立促進部活動計画(以下「道徳部活動計画」という)及び道徳地域自立促進市町村計画(以下「市町村計画」という)の策定については、地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)を踏まえ、平成22年の道徳地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号、以下「道徳法」)制定により廃止が行われ、その内容について任意的な事項とされた。一方で、計画等の作成に伴う地方公共団体の負担を軽減する観点から、計画等の作成に関する適地の技術的助言として示すことも、参考資料として準則的な部活動計画及び市町村計画の作成例を示していること、したがって、作成例の作成と内容が受け入れられるものではなく、法の趣旨・目的や各団体の地場特性を踏まえて、記載内容を工夫していただくことは可能である。また、半島振興法は昭和80年に10年間の期限法として制定され、本年3月に三度目の法改正による延長及び内容の充実がなされたことである。この改正を受けて各道府県において計画作成が行われている。 【農島振興法】 農島振興法施行期間内において、新規農島指定や離島解除等が生じたために、離島振興計画の策定・見直し等は必要となる場合においては、地方公共団体の置かれた状況等に鑑み、見直し等を行っているところであり、個別の状況等については、引き続きご相談ください。 【山村振興法】 山村振興法は昭和40年に10年間の期限法として制定され、本年3月に一度目の法改正を迎えることから、法の延長及び内容の充実がなされたものであり、各地方公共団体の実情を踏まえたスケジュール感での実施計画策定支援に努めているところである。	【共通事項】 計画を策定する市町村にとっては、あくまでも指定地域の振興策の計画を策定するものであり、複数の法律による指定を受けたとしても、その振興策に大きな違いはないことから、関係府省から法律ごとに示される技術的助言(七分)で計画を策定することは、大きな事務負担となっている。共通様式化していただくべき。また、事務手続きのスケジュールについては、道徳法等3法に係る計画策定作業が重なる27年度のような場合には、同一地域に関して複数の計画策定が必要となる地方公共団体もあり、行内の関係部署との協力が確保することと想定されることから、関係府省のスケジュールをよりまとめた一覧を示していただきたい。(10年後にも今年度と同様の状況が想定される。) 【道徳法、山村振興法、半島振興法、離島振興法】 関係府省から技術的助言をいただいているところであるが、記載項目の助言は、チェックリスト(箇条書き)に等するわりやすいものとし、作成例として示される様式には具体的な記入例をお示しいただきたい。 【特定農山村法】 他の4法のような期限法ではなく(計画の改定がない)、①定義等(第2条)で「…地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であり、…」と規定されているとおり、道徳法、山村振興法、半島振興法の指定地域と重複している地域が多く、また、②農林業等活性化基盤整備計画の作成を含めた、第4条第7項では、基盤整備計画は、道徳地域自立促進計画、山村振興計画、農島振興法整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、…との頭記が保たれたものでなければならぬ。」と規定されていることから、関係府省による調整の対象とされるべきと考える。	有(5法比較表)

総務省 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	＜新規共同提案団体及び当該団体から寄せられた支所事例(主なもの)＞	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年11月20日閣議決定) 基盤整備 〔平成27年度地方(平)1〕 基盤整備等に必要となる土地取得等<平27>として整理 〔平成27年度地方(平)2〕 12ヵ所(協議済)に設置があるものは当該措置を<平27>として整理 〔平成27年度地方(平)3〕 12ヵ所(協議済)に設置があるものは当該措置を<平27>として整理	措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	対応方針の措置(検討)状況	今後の予定
98	北海道、富山県、愛知県、豊田市、鳥取県、奥出雲町、萩市、愛媛県、宇和島市	【全国市長会】 計画の策定スケジュールに留意しつつ事務量を減少させる観点から、提案団体の提案の実現にむけて積極的な検討を求める。	【全国市長会】 計画の策定スケジュールに留意しつつ事務量を減少させる観点から、提案団体の提案の実現にむけて積極的な検討を求める。	提案を踏まえ、地方公共団体が各地域振興立法に基づく計画を同一年度に策定する必要が今後生じる場合には、関係府省が連携し、時間的余裕をもって次のとおり対応するよう、努めることとした。 ・ 計画策定に係る地方公共団体の事務の負担軽減のため、各地域振興立法に基づく計画の記載事項のうち、各法律に共通する項目と固有の項目を明らかにした一覧を作成する。 また、現在においても、各法律に共通する項目であって、実施される施策が同一であると地方公共団体が判断する場合には、当該部分について同様の記載を妨げない運用をしているところであるが、その旨を通知することにより、あわせて地方公共団体の事務負担の軽減を図る。 ・ 計画策定手続きのスケジュールについては、関係府省のスケジュールを取りまとめた一覧を示すこととする。 【特定農山村法】 見解でお示しいただいたとおり、本法は時限法ではなく、農林業等活性化基盤整備計画(基盤整備計画)の改定が一斉に必要となる等の機会は想定されない。 また、市町村が行う本計画の作成・改定は、任意のタイミングで行うものであり、さらに、作成・改定の際には、市町村は都道府県知事とのみ協議	〔総務省〕 〔6〕 離島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭80法63)及び遠隔地域自立促進特別措置法(平12法15) 離島振興法及び半島振興法は文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管、山村振興法及び遠隔地域自立促進特別措置法は、農林水産省及び国土交通省と共管 地方公共団体が法律に基づく計画を同一年度に策定する必要が今後生じた際 地方公共団体が法律に基づく計画を同一年度に策定する必要が今後生じた際	通知等	地方公共団体が法律に基づく計画を同一年度に策定する必要が今後生じた際	関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取りまとめた一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知する。	地方公共団体が法律に基づく計画を同一年度に策定する必要が今後生じた際
326	北海道、富山県、豊田市、鳥取県、奥出雲町、萩市、宇和島市	【全国市長会】 計画の策定スケジュールに留意しつつ事務量を減少させる観点から、提案団体の提案の実現にむけて積極的な検討を求める。	【全国市長会】 計画の策定スケジュールに留意しつつ事務量を減少させる観点から、提案団体の提案の実現にむけて積極的な検討を求める。	提案を踏まえ、地方公共団体が各地域振興立法に基づく計画を同一年度に策定する必要が今後生じる場合には、関係府省が連携し、時間的余裕をもって次のとおり対応するよう、努めることとした。 ・ 計画策定に係る地方公共団体の事務の負担軽減のため、各地域振興立法に基づく計画の記載事項のうち、各法律に共通する項目と固有の項目を明らかにした一覧を作成する。 また、現在においても、各法律に共通する項目であって、実施される施策が同一であると地方公共団体が判断する場合には、当該部分について同様の記載を妨げない運用をしているところであるが、その旨を通知することにより、あわせて地方公共団体の事務負担の軽減を図る。 ・ 計画策定手続きのスケジュールについては、関係府省のスケジュールを取りまとめた一覧を示すこととする。 【特定農山村法】 見解でお示しいただいたとおり、本法は時限法ではなく、農林業等活性化基盤整備計画(基盤整備計画)の改定が一斉に必要となる等の機会は想定されない。 また、市町村が行う本計画の作成・改定は、任意のタイミングで行うものであり、さらに、作成・改定の際には、市町村は都道府県知事とのみ協議を行えば足り、国が関与しない仕組みであることから、国がスケジュール調整を行うような機会は想定されない。 なお、附随物のあった法第4条第7項は、基盤整備計画の内容が地域振興等に関する諸計画の方向と矛盾することがないよう、整合性の確保について定めたものであり、スケジュール調整の根拠となるものではない。 以上から、本法は、計画策定が重複した場合に関係府省によりスケジュール調整を行うものには当たらないと考える。	〔再掲〕 〔総務省〕 〔6〕 離島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭80法63)及び遠隔地域自立促進特別措置法(平12法15) 離島振興法及び半島振興法は文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管、山村振興法及び遠隔地域自立促進特別措置法は、農林水産省及び国土交通省と共管 地方公共団体が法律に基づく計画を同一年度に策定する必要が今後生じた際 地方公共団体が法律に基づく計画を同一年度に策定する必要が今後生じた際	通知等	地方公共団体が法律に基づく計画を同一年度に策定する必要が今後生じた際	関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取りまとめた一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知する。	地方公共団体が法律に基づく計画を同一年度に策定する必要が今後生じた際